

# 山口県業務委託監督事務処理要領

## (通則)

第1条 山口県が発注する建設工事に係る設計、測量、調査業務委託（以下「業務委託」という。）の適正な履行を確保するために行う監督の実施に関する事務の取扱いについては、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）、山口県会計規則（昭和39年山口県規則第54号。以下「会計規則」という。）、その他の法令に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

## (監督の実施)

第2条 契約担当者（会計規則第128条に規定する「契約担当者」をいう。以下同じ。）は、法第234条の2第1項の規定に基づき、業務委託の委託契約の適正な履行を確保するために行う監督（以下「監督」という。）については、以下に定めるところにより実施するものとする。

## (監督の体制)

第3条 監督は、原則として契約担当者から監督を命じられた監督職員が行うものとする。

2 監督職員の構成は、総括監督員、主任監督員、監督員とする。

## (監督職員)

第4条 契約担当者は、委託契約等ごとに監督職員を置くものとする。

2 監督職員の設置にあたっては、業務委託の規模、技術的難易度、特殊性等を勘案するものとする。

## (監督業務の分類)

第5条 監督業務は、総括監督業務、主任監督業務及び一般監督業務に分類するものとし、これらの業務内容は、それぞれ次の各号に掲げるとおりとするものとする。

### 1 総括監督業務

イ 発注者の意図する成果品を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で重要なものの処理

ロ 契約図書（契約書及び委託契約における設計図書（以下「設計図書」という。）以下同じ。）の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出または質問に対する承諾または回答で重要なものの処理

ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で重要なものの処理

ニ 関連するその他の業務との工程等に関する調整で重要なものの処理

ホ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の契約担当者に対する

## 報告

へ 主任監督業務及び一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督ならびに監督業務の掌理

### 2 主任監督業務

イ 発注者の意図する成果品を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理

ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出または質問に対する承諾または回答（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理

ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議（重要なもの及び軽易なものを除く）の処理

ニ 関連するその他の業務との工程等に関する調整（重要なものを除く）の処理

ホ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の総括監督業務を担当する監督職員に対する報告

へ 業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督で重要なものの処理

ト 一般監督業務を担当する監督職員の指揮監督ならびに主任監督業務及び一般監督業務の掌理

### 3 一般監督業務

イ 発注者の意図する成果品を完成させるための契約の相手方に対する業務に関する指示で軽易なものの処理

ロ 契約図書の記載内容に関する契約の相手方の確認の申し出または質問に対する承諾または回答で軽易なものの処理

ハ 契約の履行に関する契約の相手方との協議で軽易なものの処理

ニ 業務の内容の変更、一時中止または契約の解除の必要があると認めた場合における当該措置を必要とする理由その他必要と認める事項の主任監督業務を担当する監督職員に対する報告

ホ 業務の進捗状況の確認、設計図書の記載内容と履行内容との照合その他契約の履行状況の監督（重要なものを除く）

へ 一般監督業務の掌理

（監督職員の担当業務等）

第6条 監督職員の担当業務は、以下のとおりとするものとする。

（1） 総括監督員 総括監督業務

（2） 主任監督員 主任監督業務

（3） 監督員 一般監督業務

2 主任監督員は、総括監督員を置かない場合は総括監督業務を、監督員を置かない場合は一般監督業務を、あわせて担当するものとする。

3 監督職員は、業務委託が完成したときは、別に定める「山口県業務委託成績評定要領」により、業務委託の評定を行うものとする。

(監督の技術的基準)

第7条 監督職員が監督を行うにあたって必要な技術的基準は、別に定めるところによる。

附則

この要領は、平成20年4月1日から適用する。

附則

この要領は、令和元年7月1日から適用する。